

職業安定分科会雇用保険部会（第 198 回）	資料 1 - 1
令和 6 年 9 月 24 日	

雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

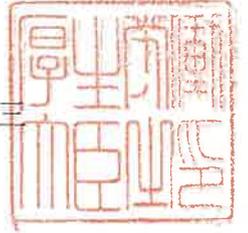
厚生労働省発職 0924 第 1 号

令和 6 年 9 月 24 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則等の一部改正

一 基本手当の給付制限の見直し

1 受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によって退職した者に限る。）が受講することにより基本手当の給付制限が解除されることとなる訓練は、次の(一)から(四)までに掲げる訓練とすること。

(一) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練

(二) 公共職業訓練等

(三) 短期訓練受講費の支給対象となる教育訓練

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、被保険者又は被保険者であった者が自発的に受講する訓練であつて、その訓練の内容に照らして雇用の安定及び就職の促進に資するものとして職業安定局

長が定めるもの

2 基本手当の給付制限の解除の対象となる者のうち、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を

受ける受給資格者以外のものは、失業の認定又は求職の申込みの際に、1に掲げる訓練を開始した日及び修了した日を確認することができる書類その他職業安定局長が定める書類を管轄公共職業安定所の長に提出して、その旨を申し出るものとする。

3 2の申出を行う者は、2にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより、2の書類を添えないことができること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、令和七年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。